

青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調製施設選考基準

1 趣旨

この基準は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調達実施要項」に基づき、本市で開催される「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選考を行うために必要な事項を定める。

2 大会に対しての理解と協力

大会に理解があり、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 対象施設

- （１）つがる市内に本社又は製造所を有している業者であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- （２）製造所が食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可を受けていること。
- （３）申請日時点において、所在地の市町村税の滞納がなく、2 年以内に滞納処分を受けていないこと。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

4 施設の衛生管理

- （１）選考時点において、過去 3 年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- （２）食品衛生監視票が調査時点において 80 点以上であること。ただし、調査時点において 80 点未満の場合は、保健所の指導等を受け、弁当の発注時点で概ね 80 点以上を満たすよう改善できる見込みがあること。
- （３）「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 9 年 3 月 24 日付衛食第 85 号）など H A C C P の概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法等に基づき適正になされている施設であること。
- （４）検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに 50 g 程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス 20℃以下で 2 週間以上保存できること。
- （５）食品に直接接触する作業に従事する者（容器包装に入れられた食品を取

り扱う作業にのみ従事する者を除く。) に対し、大会開催前の1ヶ月以内に検便検査(赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌及びノロウイルス)の実施が可能であること。

(6) 食品賠償保険等に参加している、又は大会開催期間中参加できること。

5 施設の調製能力

(1) 大会時の弁当提供可能数が、曜日に関わりなく1回100食以上であること。

(2) 前日午後6時までの受注(あらかじめ発注した数量に対する変更等)に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までの納入が可能であること。

(3) 指定する単価に応じた調製が可能であること。

(4) 原材料につがる市産品又は青森県産品を積極的に使用する等、郷土の特色を活かした弁当の調製が可能であること。

(5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。

(6) 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。

(7) メニューの日替わりが4日以上可能であること。

(8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

6 施設の対応能力

(1) 冷蔵車など適切な温度管理(10℃以下)のできる車両等による配達及び納入場所における弁当引換時間中の待機が可能であること。

(2) 弁当付属品として、実行委員会の指示に沿ったお茶・割り箸・爪楊枝・お手拭き及び持ち運び用袋の提供ができること。

(3) 実行委員会が指定する日時及び場所に搬入できること。また、同日に容器等を回収できること。

(4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等による表示ができること。

ア 弁当の名称

イ 原材料名(アレルギー、原料米の産地等の表示を含む。)

ウ 添加物(アレルギーを含む。)

エ 消費期限(時刻まで表示)

オ 保存方法

カ 製造所所在地・製造者名

キ その他食品表示関係法令により規定される表示

ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示

ケ 持ち帰りを禁止する表示

コ その他実行委員会が指示する表示

- (5) 実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に基づく対応ができること。
- (7) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な事項は別途協議して定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当の調製施設の選考についても、必要に応じてこの基準を準用する。